

# 第二次愛媛県アルコール健康障害対策推進計画の概要

## 第1章 計画の概要

### 1 計画の趣旨

本県においては、平成 30 年 3 月に「愛媛県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害対策の体制整備に努めるほか、広報啓発活動や相談・治療につなげる取組等を実施してきたところである。

この度、国の基本計画の変更及びアルコール健康障害に関する状況の変化等を踏まえ、引き続き各関係機関と連携しながら、アルコール健康障害の普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等の切れ目のない支援体制を講じていくため第二次計画を策定した。

#### ○アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害  
(アルコール健康障害対策基本法 定義(第2条))

### 2 愛媛県アルコール健康障害対策推進計画について

計画の位置づけ：アルコール健康障害対策基本法第 14 条第 1 項による  
計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度（5 年間）

### 3 基本的な考え方

#### (1) 基本理念

- アルコール健康障害の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施する
- アルコール健康障害を有し又は有していた者とその家族が、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する
- アルコール健康障害に関連して生ずる、飲酒運転、暴力、自殺等の問題に関する施策との連携が図られるよう配慮する

#### (2) 基本的な方向性

- 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を予防する社会づくり
- 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療の質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくりと支援の充実

## 第2章 アルコール健康障害をめぐる現状 (※愛媛県内)

### 1 飲酒の状況

- (1) 毎日飲酒する者の割合  
平成 27 年（男性 28.7%、女性 6.8%）に比べ、令和 4 年は減少（男性 23.3%、女性 4.9%）。70 歳以上は男女ともに増加。
- (2) 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合  
平成 27 年（男性 11.0%、女性 7.4%）に比べ、令和 4 年は減少（男性 9.7%、女性 5.9%）。男女ともに 50 歳代が最も高い割合。
- (3) 妊娠中の妊婦の飲酒割合  
平成 28 年（0.8%）に比べ、令和 3 年はわずかに減少（0.7%）。
- (4) 20 歳未満の者の飲酒状況  
20 歳未満の者の飲酒による補導者数は減少傾向。

### 2 アルコールによる健康障害の状況

- (1) アルコール性肝疾患の死亡者数（令和 4 年）  
肝疾患による死亡数の 31.6%を占める 75 人
- (2) アルコール依存症の生涯経験者の推計人数（平成 30 年）  
（全国）男性 41 万人、女性 13 万人（愛媛県）男性 0.43 万人、女性 0.14 万人
- (3) アルコール関連精神疾患による在院患者数  
在院患者数は減少傾向。（令和 2 年：141 人、令和 3 年：130 人、令和 4 年：117 人）
- (4) アルコール依存症による精神外来患者数  
外来患者数は増加傾向。（令和元年：1,033 人、令和 2 年 1,187 人、令和 3 年：1,205 人）

### 3 アルコール関連問題の状況

飲酒運転、自殺、配偶者からの暴力（DV）、児童虐待

### 4 地域における相談状況

保健所及び心と体の健康センターで令和 4 年度に受け付けた依存症に関する相談件数のうち、アルコールに関する相談は、保健所で 474 件、心と体の健康センターで 86 件。

### 5 支援体制

- (1) 医療機関
  - 一部の精神科病院において、入院や外来によりアルコール依存症等の診療に対応
  - 総合的かつ専門的に治療等に関わる専門医療機関は不足している状況
- (2) 民間団体  
当事者や家族が、アルコール依存症等によって抱える困難や悩み等を分かち合うために、自発的な集まりの場が重要な役割を果たしている。

名 称	概 要	連 絡 先 等
愛媛県断酒会	アルコールに関する問題を抱える 本人や家族等の集まり 断酒例会の開催	【本部】 089-957-4256 【支部】 (新居浜断酒会) 090-3788-2414・0897-34-0365 (断酒会石鎚) 0898-72-4981 (今治断酒会) 090-1000-6582 (松山断酒会) 089-957-4256 (中予断酒会) 090-7629-7016 (宇和島断酒会) 0895-36-0434 (あいなん断酒会) 090-9550-3080
今治病院断酒会	アルコールに関する問題を抱える 本人や家族等の集まり 断酒例会の開催	正光会今治病院 0898-48-2560 <a href="http://www.shokokai-grp.or.jp/shokokai/10798.html">http://www.shokokai- grp.or.jp/shokokai/10798.html</a>
今治断酒会家族会	アルコールに関する問題を抱える 家族の集まり アルコールに関する相談や、病気の 正しい理解のために学習会を実施	090-9771-6330 090-4788-6659
青春の集い 青春の集い 松前町支部（ひまわり）	アルコールに関する問題を抱える 本人や家族等の集まり 断酒例会の開催	080-5663-5346
青春の集い 余戸支部（茉莉花）	アルコールに関する問題を抱える 本人の集まり 断酒例会の開催	
青春の集い 若草支部（蓮華草）	アルコールに関する問題を抱える 本人や家族等（女性のみ）の集まり	
チェリーリップの会	アルコールに関する問題を抱える 家族等の集まり アルコールに関する相談や、病気の 正しい理解のために学習会を実施 (松山園域中心)	090-2784-9353
さくらの会	アルコールに関する問題を抱える 本人や家族等の集まり 断酒例会の開催 (東温市中心)	070-5671-6934
AA（アルコールイクス・ アノニマス）	アルコールに関する問題を抱える 本人、家族等の集まり 「12のステップ」を活用したミーテ ィングの開催	AA 中四国セントラルオフィス 082-246-8608

## 第3章 これまでの取組と評価

第一次計画策定後の県のアルコール健康障害対策事業実績

- 平成30年10月 心と体の健康センターを相談拠点機関とし、依存症の相談体制を整備
- 平成30年12月 東・中・南予それぞれに専門医療機関を選定、中・南予に治療拠点機関を選定
- 令和2年3月 中予地域に2か所目の専門医療機関を選定

今後は、相談拠点機関（心と体の健康センター）や保健所等の相談機関、専門医療機関、自助グループ等支援団体へと早期につなぐ体制を構築し、関係機関が連携してアルコール健康障害対策に取り組む必要がある。

## 第4章 重点目標及び重点施策

### 【重点目標】

- 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及啓発を行い、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防
  - (1) 生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合を減少させる（男性：8.0%、女性：4.5%）
  - (2) 20歳未満の者の飲酒をなくす（中学生：0%、高校生：0%）
  - (3) 妊娠中の飲酒をなくす（0%）
- 2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備
  - (1) 相談拠点の機能強化・充実：依存症相談拠点における相談件数の増
  - (2) 医療提供体制の確保：アルコール依存症の治療拠点機関を東予に1箇所選定
  - (3) 民間団体との連携体制を構築

### 【重点施策】

- 1 本県における地域の状況把握に努め、各地域の実情に応じ、アルコール健康障害を有している者及びその家族を含めたすべての世代に対し、正しい知識の教育及び普及啓発をより充実させる。
- 2 アルコール健康障害を有する者及びその家族を、相談、治療、回復支援につなげるための連携体制を強化する。
  - (1) 相談拠点機関、専門医療機関、治療拠点機関の連携を強化する。
  - (2) 地域における医療機関、自助グループ、行政等の関係機関の役割を明確化し、定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関の連携体制を構築する。
  - (3) アルコール健康障害を有している者が多く受診している一般医療機関と専門医療機関との連携を促進する。

## 第5章 基本的施策

8つの基本的施策について、それぞれの役割を担う人材の育成を視野に入れた取組を行っていく。また、日頃からの関係機関との情報共有のほか、実態把握及び課題抽出に努め、目標を達成するために具体的な施策を定め、関係機関が連携して取り組むこととする。

## 1 教育の振興等

学校教育の推進、20歳未満の者がいる家庭に対する周知、妊婦への周知啓発、職場教育の推進、広報・啓発の推進

## 2 不適切な飲酒の誘因防止

広告・宣伝に関する自主基準の周知や、「酒マーク」の認知向上への協力、20歳未満の者への酒類販売の禁止及び年齢確認の徹底、少年補導の強化

## 3 健康診断及び保健指導

アルコール健康障害に関する現状把握、地域におけるアルコール健康障害の早期発見・支援、職場における対応の促進

## 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等

アルコール健康障害に係る医療の質の向上、医療連携の推進

## 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転や暴力等をしたものに対する指導等

飲酒運転をした者に対する指導等、暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等、専門医療機関につなげる取組の推進

## 6 相談支援等

地域における相談窓口の周知、個別事例や地域の実情に応じた相談支援体制の構築、相談支援を行う者の相談技術の向上、人材育成

## 7 回復・社会復帰への支援

自助グループ及び回復施設の活用促進、社会資源の提供や相談対応、家族教室の実施等による家族への支援、関係機関間の連携の促進

## 8 民間団体の活動に対する支援

関係機関との連携・情報共有、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所の提供、社会全体における自助グループの認知度向上、当事者や家族が自助グループにつながりやすい仕組みづくり

## 第6章 計画の推進体制等

### 1 関連施策との連携

### 2 計画の策定等

- 愛媛県依存症対策推進計画策定委員会等を通じて地域の課題を把握及び目標設定し、施策を明示した。
- 地域の行政、事業者、医療関係者、自助グループ等の様々な関係者による会議等の開催、地域の実情に応じ、関連施策や既に設けられている場の活用、効果的・効率的な運用を検討することが重要

### 3 計画の見直しについて

- 基本的施策の目標達成状況について調査を行い、計画の進捗状況を把握
- 依存症対策推進計画策定委員会におけるアルコール健康障害対策の効果の評価
- 必要に応じてアルコール健康障害対策推進計画に変更を加える